

東京大学柏の葉キャンパス駅前サテライト施設の使用に関する内規

平成26年4月24日

総長 裁定

改正 令和2年3月12日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学柏の葉キャンパス駅前サテライト規則（以下「サテライト規則」という。）第6条第3項の規定に基づき、東京大学柏の葉キャンパス駅前サテライト（以下「サテライト」という。）の施設の使用に関し必要な事項を定める。

(使用の申請)

第2条 サテライトの施設の使用を希望する者は、別に定める申請書を審査委員会に提出しなければならない。

(審査委員会)

- 第3条 管理運営責任者は、前条に規定する使用の申請の承認にあたり、審査委員会を設置するものとする。
- 2 審査委員会の委員は、本学の教職員のうちから管理運営責任者が指名する。
 - 3 審査委員会は、サテライト規則第2条に規定するサテライトの目的等を総合的に勘案し、使用申請の適否を審査し、その結果を管理運営責任者に報告するものとする。

(使用承認の取消し)

- 第4条 管理運営責任者は、使用を承認された者（以下「使用者」という。）がこの要領又は承認された条件に違反した場合には、その使用の承認を取り消し、又はその使用を中止させることができる。
- 2 前項に規定するもののほか、管理運営責任者は本学において特別の必要が生じた場合又はサテライトの運営上特に必要がある場合は、使用承認を変更し、又は取り消すことができる。

(使用期間等)

- 第5条 サテライトの施設を使用できる期間は、5年以内とする。ただし、管理運営責任者は、審査委員会が適当と認めた場合は、5年の範囲内で使用期間を延長することができる。
- 2 使用者は、承認された使用期間を変更し、又はその使用を中止しようとするときは、管理運営責任者の承認を受けなければならない。
 - 3 使用者は、使用を中止するとき又は承認された使用期間が満了したときには、既に使用している施設を原状に回復した上で明け渡さなければ

ならない。

(使用料)

第6条 使用者は、管理運営責任者が別に定める施設の使用料及び共益費を指定する期日までに納付しなければならない。ただし、審査委員会が特に認めた場合は、使用料を減免することができる。

(使用上の義務)

第7条 使用者は、サテライトの施設を使用するにあたっては、常に善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者が、故意又は過失によりサテライトの建物、施設及び備品を損傷し、又は滅失し、若しくは承認された条件に違反したことにより損害を与えたときは、使用者はこれを原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 承認された目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 一部又は全部を問わず、第三者に転貸又は賃借権を譲渡してはならないこと。
- (3) 施設使用にかかる水道光熱費及び通信費等は、使用者が負担すること。
- (4) 研究の遂行上、やむを得ず、施設等に大幅な変更を加えるときは、事前に管理運営責任者の承認を得なければならないこと。
- (5) 前号に規定する変更にかかる費用及び現状に回復する費用は、使用者が負担すること。
- (6) その他管理運営責任者の指示に従うこと。

(学外者の使用)

第10条 本学以外の者がサテライトの施設を使用する場合の取扱いについては、この内規に定めるもののほか、「東京大学固定資産(不動産)貸付取扱要領」及び本学の関係規則の定めるところによるものとする。

(補則)

第11条 この内規に定めるもののほか、サテライトの施設の使用に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この裁定は、平成26年4月24日から実施し、平成25年12月25日から適用する。

附 則

この裁定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。